

最低制限価格算定式の改正について

城陽市では、建設工事を発注するにあたり、ダンピング受注防止の観点から最低制限価格制度を導入していますが、令和5年4月1日以降の発注案件から、最低制限価格の算定方法の一部を以下のとおり、改正します。

〈改正点〉 「一般管理費×10分の5.5」を「一般管理費×10分の6.8」に改正

①建設工事における最低制限価格の算出方法

予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1,000円未満切り上げ）。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とします。

算定式

1. 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
2. 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
3. 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
4. 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

上記1～4の合計額（1,000円未満切り上げ）×1.1

※1つの工事で複数の工種を含み、それを工種毎に積算をしている場合は、区分ごとに全工種を合算する。

例) 工種⑤と工種⑥に分かれている場合、工種⑤と工種⑥の直接工事費の合計を当該工事の直接工事費とする。

②適用日

令和5年4月1日以降に公告、通知を行う工事から適用します。